

令和2年度行政評価（外部評価・内部評価）について

1 実施方式

- (1) 内部評価（業務担当課による自己評価）
- (2) 外部評価（外部の方（行政改革推進委員及び外部評価委員）による評価）

2 実施形式

- (1) 事業評価（A票）・事務事業評価（B票）
 - ア 予算体系に連動します。
予算体系の「大事業」を事業評価とし、「中事業」を事務事業評価とします。
 - イ 決算資料（地方自治法第233条の規定に基づく決算関係書類である主要事業の成果）とします。
- (2) 施策評価（S票）
予算に関わらず（予算を伴わない）重要な施策を評価します。

3 行政評価の課題等

- (1) 行政評価のさらなる活用
- (2) 対象数が多い
- (3) 評価指標の設定
- (4) 外部評価の対象選定

4 外部評価の実施案

- (1) 日程
 - ア 令和2年7月～8月の日中
 - イ 6日（1日2事業）
- (2) 外部評価実施者
 - ア 行政改革推進委員及び外部評価委員
 - イ 各日行政改革推進委員3人、外部評価委員2人の計5人

(3) 実施方式

ア 合計12事業（施策）を実施

イ 1事業につき、担当課からの説明15分、ヒアリング及び講評45分の計60分

(4) 事前質疑（ヒアリング）の実施

ア 行政改革推進委員会の会議の中で実施

イ 事前に6事業程度ピックアップして実施

ウ 1事業につき15分程度